

係留施設使用承諾証書

使用代表者	ふりがな 氏名			
	住所	〒	—	
TEL				
共同使用者		無・有（名）		
共同使用者	ふりがな 氏名			
	住所	〒	—	
TEL				
船舶	ふりがな 船名			
	ふりがな 所有者名			
船舶検査証書	検査証番号		検査済票番号	
	第 - 号		第 - 号	
使用開始	年 月 日	使用区画	—	
年間使用料	円（別途消費税）	保証金	円	

上記のとおり係留施設の使用を承諾します。

従前の保証金預かり証や使用承諾証書がある場合、この証書により無効とします。

年 月 日

公益財団法人新潟市開発公社

代表理事 理事長

使用承諾条件

(係留施設の使用者)

- 1 使用者は、標記されている艇の置場とすることを目的として、係留施設を使用することができます。
(権利の譲渡、転貸の禁止)
- 2 使用者は、使用に関する権利を、第三者に譲渡、若しくは担保に供したり、転貸してはいけません。
(使用期間)
- 3 使用期間は、毎年4月1日から翌年3月末日までの一年間とします。ただし、標記事項に変更がなく、かつ2月末日までに返還の申し出がない場合は、同一条件により更に一年間使用できるものとします。
(使用料)
- 4 使用料は年額とし、公社が指定する日までに使用者が支払いするものとします。
(月額使用料)
- 5 使用期間が1年に満たない場合は、使用料を月額とします。当該使用料は、使用料(税抜)を月割(1ヵ月未満は1ヵ月と数える)し、1,000円未満の端数は切り上げのうえ消費税を加えた額とします。
(保証金)
- 6 保証金は、使用料と同額とします。
(返還)
- 7 使用している係留施設を返還しようとするときは、係留施設返還届出書を提出しなければなりません。また、返還する際には、使用者の責任と負担により当該施設を原状に回復しなければなりません。使用者が原状回復をしないときは、管理者が代わってこれを行い、その費用は、使用者から徴収します。
(保証金の還付)
- 8 係留施設を返還したときは、原状回復状況を確認後、金利を付けず保証金を還付します。なお、7による費用又は管理者に対する債務があるときは、返還金から控除します。
(使用料の還付)
- 9 係留施設返還及び管理者の都合による返還の際は、納付された使用料から、上記5に定める月額使用料を控除し還付します。
(変更)
- 10 使用者の住所又は連絡先、使用している艇の船舶検査証書の記載内容、使用する艇、区画を変更するときは、係留施設使用変更届出書を提出しなければなりません。
(使用承諾の取消し)
- 11 次の各号の一に該当するときは、催告なしに使用承諾を取り消すことがあります。
 - (1) 偽りその他不正な手段により使用承諾を受けたとき。
 - (2) 使用承諾を受けた目的、条件以外の用途で使用したとき。
 - (3) 使用権を譲渡し、又は転貸したとき。
 - (4) 使用料の納入を怠ったとき。
 - (5) 使用者又は使用者の役員について、以下の事実が生じたとき。
 - ア 破産、特別清算、民事再生、会社更生、特定調停または私的整理(ADR含む)の着手
 - イ 会社分割、事業譲渡、株式交換、組織変更、その他の組織再編
 - ウ 滞納処分、民事執行、民事保全執行(信用に関しないものを除く)または手形・小切手の不渡り処分
 - エ 犯罪行為
 - オ 河川に関する法令(条例含む)、船舶に関する法令(同)をはじめ、関係法令に違反したとき
 - カ 経済的信用または社会的信用が著しく棄損されたとき
 - キ 暴力団等反社会的勢力に属し、又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (6) その他この使用承諾条件に違反したとき。
(使用承諾取り消し後の使用者の義務)
- 12 使用者が使用承諾を取り消されたときは、直ちに係留場から船舶を撤去しなければなりません。撤去に要する費用(訴訟手続経費、弁護士費用、船舶撤去費、同処分費)は使用者の負担となります。
(管理上の措置)
- 13 管理上必要があると認めるときは、艇を移動、使用場所変更を指示することがあります。使用者がこの指示に従わない場合は、管理者が代わってこれを行い、その費用を徴収します。
(艇の保守整備)
- 14 艇の保守整備は、使用者の責任と負担で行わなければなりません。
(損害賠償)
- 15 第三者又は施設に損害を与えたときは、速やかに管理者へ連絡して下さい。賠償費用は使用者の負担となります。
(天災による損害の復旧)
- 16 天災その他の不可抗力によって使用者に損害が生じたときも、管理者は一切の責めを負いません。
(書面送付の際のみなし規定)
- 17 使用者の届出住所に宛てて送付すれば、書面が到達したものとみなします。
(行為の禁止)
- 18 施設において、次の各号に掲げる行為をしてはいけません。
 - (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
 - (2) 遊泳。
 - (3) やすらぎ堤芝生内への車両の乗り入れ、同所での焚火、塵芥の投棄又は放置、その他河川管理上支障のある行為。
 - (4) その他公序良俗に反する行為、又は迷惑行為。